

2-2. 財源の確保と給水管所有者への経済的支援

2-2-1. 起債制度の利用

(1) 鉛製給水管布設替事業に対する起債措置の概要

新たに布設替される給水装置のうち公道下部分の給水管（止水栓までの給水管を含む）を、新たに事業用資産として整理し、貸借対照表上計上する場合に限り、当該公道下部分の給水管の布設替に要する建設改良費を地方債の対象とすることができる（資料6参照）。

(2) 一般的な手続

鉛製給水管布設替事業については、起債対象範囲が拡大されたという位置付けなので起債の所定の要件が整えば、借入手続は通常の企業債と同様である。

ただし、起債充当部分の給水管について事業用資産とするため、布設替工事実施にあたっては、給水装置所有者が設置していた既設の給水管の無償譲渡等について給水装置所有者に事前に了解を得る必要がある（資料7 給水管譲渡に係る書式例参照）。

また、事業用資産とした給水管を公道部だけでなく、私有地内（止水栓までの部分等）にも布設する場合に、正式な法的整理を行うとすると、この私有地内部分の給水管について、土地所有者等との間に地上権或いは地役権を設定することになると考えられる。

地上権等を登記によって正式に設定しなくても、土地所有者の了解があれば私有地内に事業用資産である給水管を布設することはできると考えられるが、この場合、土地の所有者の変更等があったときに、再度所有者の了解が必要になることなどが考えられ、注意が必要である。

一方、公道部分の給水管については、配水管と同様に事業用資産であり、通常の道路占用となる。

【用語説明】

地上権とは、工作物（建物、橋、池など）や竹木を所有するために他人の土地を使用する物権である。地下だけ或いは空中だけの利用権の場合は俗に地下権・空中権と呼ぶ。

地役権とは、要役地（土地を用益して利用価値を増す土地）の利益のために承役地（地役権により制限を受ける土地）を利用し、ここを通行したり引水したりする物権である。

(3) 起債制度利用の利点

事業体自らが鉛製給水管の布設替事業を行おうとしたとき、鉛製給水管の残存件数が多い場合には、その事業費が非常に大きくなり、営業費用（修繕費など）で賄うことが難しくなるなど、水道事業会計への財政的な負担が問題となる。こうした場合に起債制度を活用することによって、事業を短期間に完了でき、また、その事業費負担

を平準化することができると考えられる。

また、事業体自体が鉛製給水管布設替事業に取り組むことによって、計画的に鉛製給水管の布設替を進めることができる。

(4) 起債制度利用の留意点

①給水管布設替事業の適債性

起債制度利用の条件となっている給水管を事業資産とすることについては、アンケートなどでもこの要件を緩和できないかとの要望が多かった。地方財政法第5条では、地方債を財源とできるものについて、公営企業に関しては「公営企業に要する経費」と規定してあるので、経常的な消費的経費（収益的支出）の財源とすることも可能と解されているが、実際には原則として建設改良事業（簡単にいえば事業資産という「もの」が残る事業）の財源としてのみ起債が認められており、条件の緩和は難しいものと考えられる。

よって、起債制度を利用する場合には、すべての財源を起債で賄うのではなく、宅地内等については自己財源を充当するなど、財源を組み合わせることも選択肢となる。

②給水管の管理責任

給水管を水道事業体の資産とすることに関して、事業体を持つ懸念としては、当該給水管の維持管理責任が完全な形で事業体側に発生するというものがある。

公道下部分を含めた水道メータより上流側の漏水については、水道使用者の料金には影響しないため、給水管から漏水していても修繕が行われない場合があり、従来より水道事業体が漏水防止の観点から、漏水修繕などを行ってきた事例が多い。本委員会が実施したアンケート調査でも、特に公道部分については、回答があった事業体の約97%が漏水修繕などの実質的な管理を行っているという回答している。

しかしながら、水道事業の資産と位置付け、完全な維持管理に踏み出すことには慎重な事業体が多い。

給水管の管理責任に関する問題については、横浜市と東京ガスの間で争われ、平成16年12月に判決が出された裁判例がある。この事件は、公道下で宅地造成業者所有の給水装置が漏水し、サンドブラスト現象（砂による研磨作用）により、近接して設置されていたガス管に孔が開き、浸入した水によって、付近住民へのガス供給が停止したことに対する損害賠償を、東京ガスが横浜市に対して求めたものである。

この裁判で東京高等裁判所は、給水管が市道下に埋設され、水道局が給水管の設置場所と埋設時期を把握でき、定期的な漏水調査を実施し、公道下の給水装置の漏水修繕を行っていることなどから、公道下の給水管の私人による管理は困難などとして、給水管が水道事業体の事業資産でなくても、公道下部分については水道事業体の管理責任を認めるという見解を示している。（なお、この事件について、上告は行われなかった。）

こうしたことから、水道事業体にとっては、公道下の給水管について水道事業体

の事業資産にするか、しないかによる、管理上の責任の大きさに、実質的な差が少なくなってきたのではないかと考えられる。

③起債が経営に与える影響

【収益的収支】

1) 支払利息の増加

起債すると営業費用で実施した場合よりも支払利息分負担が増える。しかし、その分、鉛製給水管解消という目標を早期に実現でき、安全な水道水の確保というメリットを享受できる。

2) 減価償却費の増加

一方、給水管を固定資産に計上することにより、償却資産が増加することになるので減価償却費が増える。定額法により資産額は平準化されることになるが、長期の固定費負担となる。

【資本的収支】

元金償還金が長期間に渡って、増加することになる。

<具体的事例による試算>

鉛製給水管の布設替に起債制度を利用した場合、収益的収支及び資本的収支に上記のような影響がでることが一般的にいえるが、より具体的に検証するため、給水人口 10 万人程度の都市の実例を挙げて、鉛製給水管布設替事業に起債を利用した場合の試算を鉛製給水管の残存状況に応じて 3 種類実施した (表-8)。

なお、試算の詳細については、資料 6 起債利用による財政的影響の試算例を参照したい。

【共通の条件】

事業期間	: 10 年間 (事業期間内の事業費は均等額とする)
事業範囲	: 分水栓から水道メータまでを事業体が布設替する。分水栓から公私境界までの給水管は事業資産とし、起債を充当する。
財源	: 事業費の 50% は営業費用を充て、残りの 50% の財源を起債とする。
鉛製給水管 の所有権	: 給水装置所有者から既設管について無償譲渡を受ける。
(起債条件)	
利率	: 1.7% (平成 16 年 4 月政府資金貸出金利 固定利率)
償還方法	: 元利均等償還